

大阪市条例第 9 号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第10条の3 公共下水道からの放流水（公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水。以下この条、次条及び第10条の5において同じ。）の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除されるもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を採らなければならない。 [(1)～(6) 略] (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値	第10条の3 [同左] [(1)～(6) 同左] (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値

[2 ～ 5 略]	[2 ～ 5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。